

特定保健指導事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

特定保健指導事業業務委託仕様書に定めるほか、企画提案等の実施については、以下のとおりとする。

1 目的

この要領は、特定保健指導を実施するにあたり、本市の基本方針と当該参加事業者の方針及び位置付け等に差異や過誤が生じないよう、また、本市の「川口市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画」に掲げる特定保健指導の最終目標値（令和10年度60%）の達成を目指し、価格競争のみでなく、参加事業者の技術力や企画力等を相互に確認する必要があることから、委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

特定保健指導事業業務委託

(2) 履行場所

市の指定した場所（川口市内公共施設等）。面接での実施が困難な場合には協議の上、国民健康保険課が指定するICTシステムを活用するなどして実施する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

※令和7年度に特定健康診断を受診した特定保健指導対象者への指導は指導終了まで原則実施する。

(4) 業務内容

別紙「特定保健指導事業業務委託仕様書」のとおり

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、評価基準に基づき、企画提案等の内容について総合的に評価する。

4 見積もり限度額

令和7年度上限額 19,882,896円（消費税等相当額を含む。）

※委託内容のうち、数量をあらかじめ確定できない部分は単価契約とする。

※令和8年3月31日までに実施した支援分は令和7年度予算で支出する。

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施した支援分の委託料は完全従量制（令和7年度契約単価×人数）とし、令和8年度予算で支出する。なお、令和8年4月1日

以降に実施した支援分については、本見積もり限度額に含めない。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年4月1日
(2) 質問の提出締切日	令和7年4月8日
(3) 質問の回答揭示	令和7年4月14日
(4) 参加申込の受付締切日	令和7年4月16日
(5) 参加資格の確認通知	令和7年4月18日
(6) 提案関係書類提出締切日	令和7年5月12日
(7) 市からの質問の提出	令和7年5月15日
(8) 市からの質問への回答期限	令和7年5月20日
(9) 評価	令和7年5月21日
(10) 優先交渉権者決定の通知	令和7年5月22日
(11) 見積書提出	令和7年5月30日
(12) 契約締結（予定）	令和7年6月2日

※プロポーザルは書面審査にて行います。提案関係書類提出締切日までに書類を提出してください。

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。

なお、プロポーザルに参加する事業者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和7・8年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっていないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録されていること。

(10) 本件と同等若しくは同等以上の類似する契約実績を有すると認められること。

(11) 特定保健指導事業業務委託仕様書の内容のとおり業務が遂行できること。

7 参加申込手続

参加資格を満たし参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加申込関係書類

ア 受付期限 令和7年4月16日 必着

期間外の提出は受け付けない。

イ 提出方法 郵送

ウ 提出書類 ①参加意思表明書（指定様式）

②会社概要（指定様式）

③業務実績書（指定様式）

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市保健部国民健康保険課保険係 保健事業担当

(2) 提案関係書類

ア 受付期限 令和7年5月12日 必着

期間外の提出は受け付けない。

イ 提出方法 郵送

※表面に「特定保健指導業務プロポーザル応募書類在中」と記載のうえ、書留
または簡易書留にて郵送すること。

ウ 提出書類 ①企画提案書（正本1部、副本7部）（自由様式）

②見積書（内訳及び総額を記載すること。）（原本1部、写し7部）
（自由様式）

※提出された企画提案書等を基に書面審査を行う。

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市保健部国民健康保険課保険係 保健事業担当

8 参加資格の確認通知

令和7年4月18日17時までに、参加の可否を参加意思表明書に記載されたアドレスへメールにて通知する。

9 質問の提出と回答

(1) 質問方法

本契約に関する質問は「質問書」に記載のうえ、電子メールにより下記受付期限までに送信すること。訪問や電話での質問は原則受け付けない。

- (2) 質問書送付先
川口市国民健康保険課
E-mail : kawaguchi.kokuho@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 提出期限
令和 7 年 4 月 8 日 1 7 時まで
- (4) 回答方法
令和 7 年 4 月 1 4 日 1 7 時までに、川口市国民健康保険課ホームページに掲載する。
- (5) 市からの質問
令和 6 年 5 月 1 5 日 1 7 時までに、参加意思表明書に記載されたアドレスへメールにて通知する。
- (6) 市からの質問への回答期限
令和 6 年 5 月 2 0 日 1 7 時までに市からの質問と併せて送付する回答用紙を使用し、質問書送付先と同じメールアドレスへ回答すること。

10 プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションについて
プロポーザルは書面審査にて行う。提案関係書類提出締切日までに書類を提出すること。
- (2) 企画提案書の内容について
企画提案書の内容は以下のとおりとする。（A 4 サイズの用紙を使用すること）
 - ・会社概要(事前提出 要点を述べること)
 - ・業務実績(事前提出 要点を述べること)
 - ・内容の説明（企画提案書に基づくこと）
 - ① 指導プログラムの概要及び人員配置等実施体制
 - ② 評価基準に対応する内容
 - ③ その他（本業務の実施に関連して、特に記載すべき事項）
 - ・受託した場合に、本市に求める条件等

11 選定基準

別紙選定基準のとおり

12 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書にて選定を行う。
- (2) 各評価選定委員の採点結果のうち、最高位と最低位を除く採点結果を合計し、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として決定する。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行うものとする。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者

イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者

ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

13 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、プレゼンテーションに参加した全者に書面で通知する。また、失格となった場合は別途通知する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

14 提出された書類について

(1) 提出された書類の返却は一切行わない。

(2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。

(3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

15 契約条件

(1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

(2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

(3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報取扱特記事項の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

(4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

16 その他

(1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。

(2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で利用できるものとする。

(4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

17 問合せ先

川口市保健部国民健康保険課保険係 保健事業担当

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-259-7916

E-mail : kawaguchi.kokuho@city.kawaguchi.saitama.jp